学校いじめ防止基本方針

松江市立来待小学校

１　いじめ問題に関する基本的な考え方

○　いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得ます。社会全体で早い時期に気づき、積極的にかかわり合い重大な事態にならない様に対応を進めます。

○　いじめを受けた子どもの生命・安全をしっかりと守りぬく姿勢を明確にして対処します。

○　子どもがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、望ましい集団や学校づくりのために自ら考え行動していける場や機会を整えます。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、放課後児童クラブや社会体育活動等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

３　いじめ防止等に向けた取組の概要

（１）　基本的な考え方

いじめの防止等の対策については、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめへの対処」の視点で、対策を講じていくとともに、学校と地域や家庭、その他関係機関との連携を密にして対応することによって、総合的かつ効果的ないじめの防止対策を進めていくものとします。なお、「いじめへの対処」は、重大事態に陥った当事者に対する心身のケア、また、いじめ解消後の当事者の心的なケアや当事者間の関係の修復など長期的な支援を含みます。

（２）いじめ防止等に向けた学校、保護者、児童、地域の取組

①学校の取組

・　教職員が子どもと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを進めます。
（児童へのまなざしと信頼　等）

・　校長のリーダーシップのもと「いじめは絶対に許されないこと」「いじめられる側にも問題があるという見方は間違いであること」「いじめられている子どもを守りぬくこと」を表明します。
（心の通い合う教職員の協力協働体制　等）

・　教育活動全体を通じて、自他の生命を大切にする心、人権意識、公共心及び道徳的実践力等を育成し、より良い集団づくり・人間関係づくりの実践的な取組を行います。
（人権教育・道徳教育・特別支援教育・情報モラル教育の充実、自己肯定感が

もてる分かる授業・楽しい授業づくり、児童の主体的な参加による活動、体験活動の充実、コミュニケーション活動を重視した教育活動の充実　等）

・　いじめの未然防止、早期発見、相談窓口の設置等、子どもの声を大切にした教育相談体制を整備します。
・　校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するとともに、保護者、地域、関係機関等との連携を図ります。
・　いじめが発生した場合には、解消のための早急な対応といじめられた児童及びいじめた児童双方の適切な救済、関係の修復を図ります。また、双方の保護者との適切な意思の疎通を図ります。
・　いじめが発生、解消した場合の対応を始め、日頃の学校の取組について、定期的な評価を行い、改善を図ります。
（学校評価による取組の点検　等）

②保護者の取組・お願い

・　子どもへ愛情を注ぎ、心情理解に努め、安心して過ごせる家庭環境づくりに努めてください。
・　他人に対する思いやりや規範意識、自立心等の道徳性を培ってください。
・　いじめに対する認識を高め、日頃から子どもへの適切な指導と見守りを行ってください。
・　子どもの見守り等、学校が行ういじめの防止等の取組に協力してください。
・　いじめを発見、いじめの疑いを認めた場合は速やかに学校へ相談又は通報してください。
・　日頃から学校、学級、児童の取組や様子について、関心をもってください。
（ＰＴＡ各種会議、授業公開、学級懇談会、学級通信、学校だより、
学校の保護者研修会、ホームページ　等）

③児童の取組

・　自分を大切にし、他の人も同じように大切にします。
・　より良い人間関係をつくり、いじめのない、明るい生活をおくります。
・　いじめを受けた場合は、一人で悩まず家族、先生、友達、関係機関等へ相談します。
・　いじめがあると思われる場合は、いじめを受けている友達やいじめた友達に声をかけたり、周囲の大人に積極的に相談したりします。

④地域の取組・お願い

・　いじめの兆候を把握した場合は、学校に情報を積極的に提供するとともに、連携していじめの解決に努めてください。
・　子どもの健全育成に係わる関係諸機関を中心にして、地域社会全体で子どもに関心を向け、いじめの芽を摘む風土を醸成してください。

４　早期発見・解消のための学校の取組の具体

（１）いじめの早期発見

①職員の研修を計画的に行い、「いじめに気づく力」を高めます。
②いじめは見えにくく、大人の見えないところで行われることがあるので、児童が

示す小さな変化や気になる行動を見逃さないようにします。
③早期発見のための手立てとして、日常観察を行い、日記・生活ノート、教育相談、アンケートQ-U等を活用します。
④児童や保護者と相談しやすい環境づくりに努めます。
⑤いじめ発見のきっかけとして、保護者からの情報を丁寧に聴く機会を充実させます。

(2)いじめ事案の解消
①いじめられた児童及び保護者への対応
【児童に対して】
・「最後まで守り抜くこと」「必ず解決できること」を伝え、心身の安全を保障します。
・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図ります。
・いじめは、「いじめた側に責任があること」「あなたが悪いのではないこと」をはっきり伝え、どこまでも支え続けます。
・安心して学習やその他の活動に取り組めるように、全職員で支援します。
【保護者に対して】
・発見したその日のうちに、家庭訪問等で事実関係を伝えます。
・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
・学校の指導方針を伝え、協力を求めます。
・自立を促す、子への関わり方について助言をします。
②いじめた児童への対応
【児童に対して】
・いじめが人として決して許されない行為であることを知らせ、いじめの行為を制止します。
・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け指導を行います。
・いじめられた児童との人間関係づくりに努めます。
・様々な活動を通して、健全な人間関係を育むことができるように成長を促します。
【保護者に対して】
・家庭訪問等で、いじめの事実関係を伝えます。
・学校の指導方針を伝え、協力を求めます。
・一方的な非難や叱責を避け、気持ちをよく聴き、受けとめるような親子の人間関係づくりへの助言をします。
③周りの児童への対応
・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学年、学校全体に伝えます。
・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考えます。
・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの「傍観者」から、いじめを止めるように促します。
・いじめを生まないように、集団づくりを通して、一人一人を認め合い、励まし合い、助け合う態度を育てます。

◆早期解決を目指し、組織的な対応により問題の解決を図る。

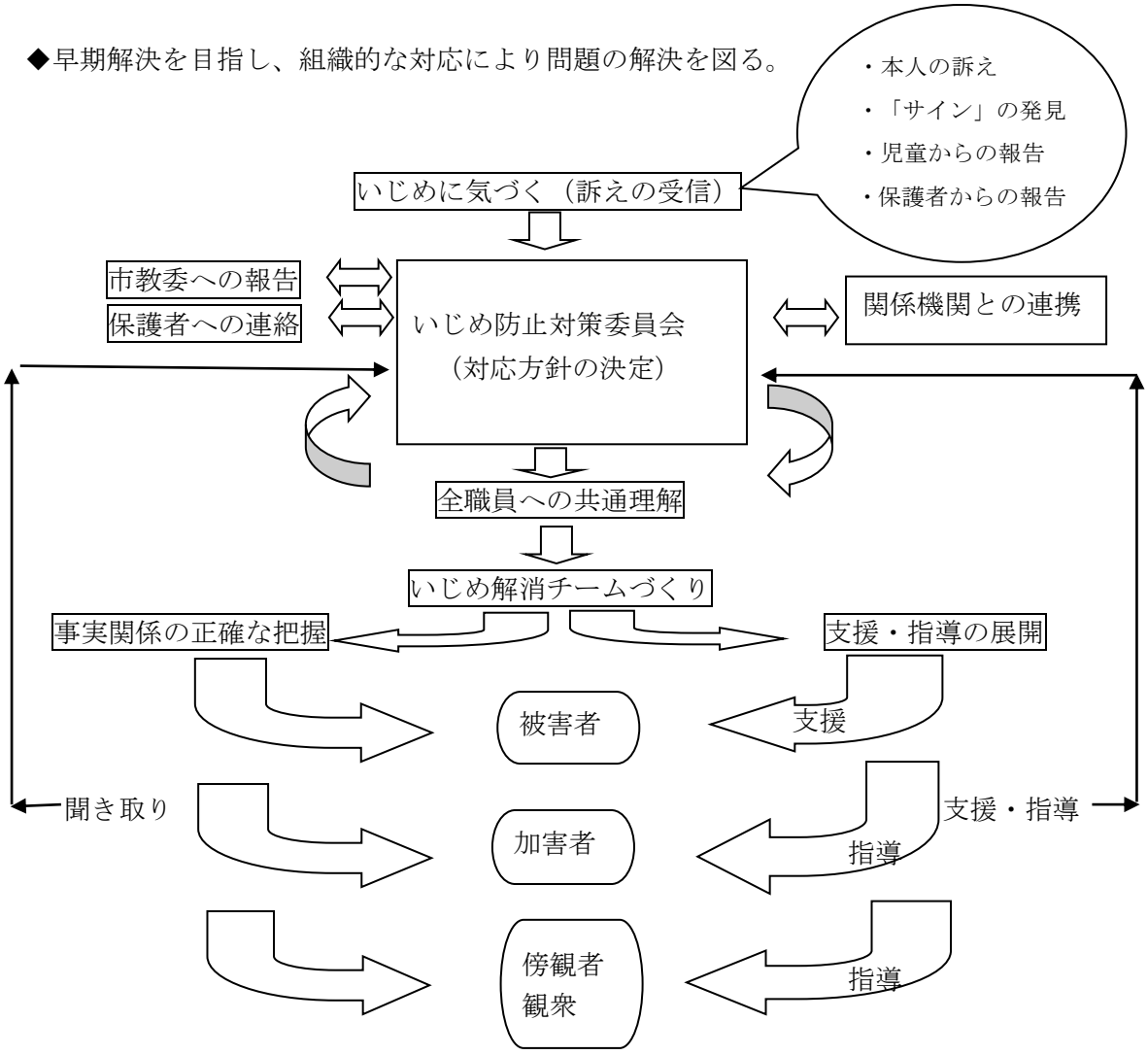

（３）いじめの重大事態への対応・取組

○重大事態の意味

重大ないじめ事態とは、

○いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある時

＜具体的な例＞

・児童が自死を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている時

＜相当の期間とは＞

・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

①重大事態の報告と調査

速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告します。教育委員会の指導・支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、その後の学校調査等迅速に対応します。

②調査結果の情報提供

○児童及び保護者に対する適切な情報提供

学校は教育委員会の指導のもと、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明します。これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

また、当該の児童以外の児童及びその保護者に対して、適切な時期に情報提供と事態の説明をします。その際、不安を除去することを最優先に対応し、今後の学校又は教育委員会の対応や、家庭との連携について伝えます。

○報道機関への対応

教育委員会の指導のもと、校長を窓口にし、誠実な対応に努めます。

◆市教育委員会を始めとする関係機関と連携し、早期の解決を図る。

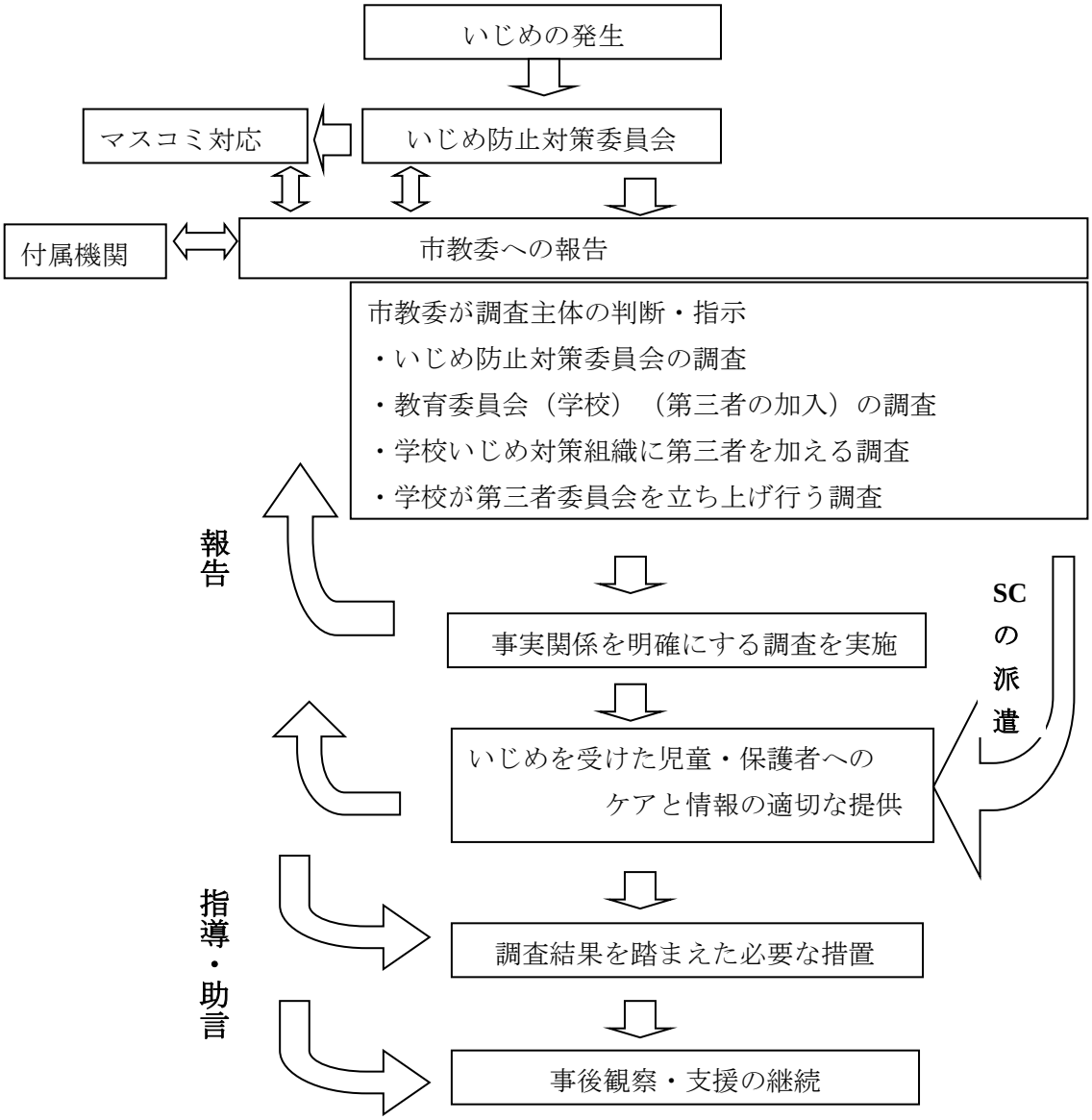

※　「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン平成 29 年 3 月　文部科学省」にそって対応する。

5　地域や家庭の参画と連携

（1）　「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針の作成・見直し、年間指導計画の作成について協議します。

【いじめ防止対策委員会の構成メンバー】

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、人権教育担当、学校運営協議会委員
スクールカウンセラー、ＰＴＡ会長、民生児童委員、主任児童委員

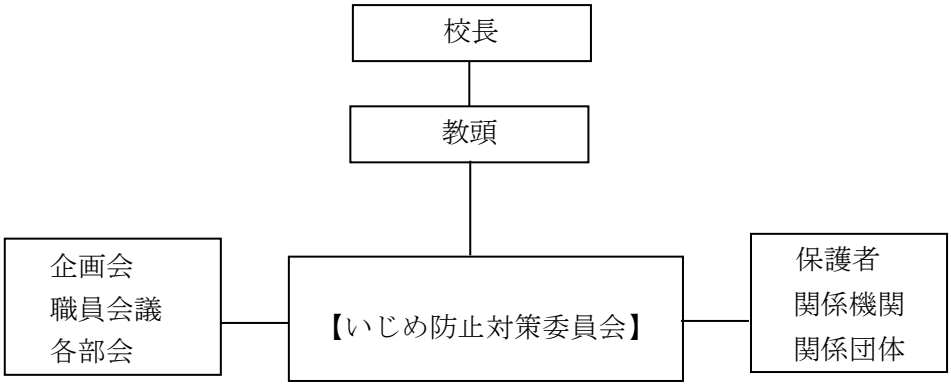

（2）学校だより、ホームページ、各種会合などで、学校いじめ防止基本方針の周知を図り、学校の取組に協力を得られるようにします。

（3）いじめ防止の啓発活動に加え、相談窓口の紹介等の広報にも取り組むようにします。

（4）いじめ等の問題について、保護者が地域の人に相談しやすい環境をつくるために日頃から公民館等と連携します。

◎　いじめ防止の年間計画

	校内における取組	地域・家庭と連携した取組
４月	□今年度の計画の検討	・入学式
５月	□子どもを語る会	・授業公開、学級懇談
６月	○第１回アンケート QU ○教育相談週間 （担任との面談、相談用お手紙の利用）	・運動会 ・保幼小連絡会
７月	□学校いじめ防止基本方針の見直し □職員研修（ＱＵ分析）	・個人面談 ・授業公開 ・地区懇談会
９月	□子どもを語る会	
１０月	○第２回アンケート QU	・人権教育に関わる授業公開、学級懇談 ・すこやか委員会 ・なかよしハイキング
１１月	○教育相談週間 （担任との面談、相談用お手紙の利用）	・来待っ子発表会
１２月	○人権集会	・個人面談 ・学校評価
１月	□学校評価検討	・授業公開、学級懇談
２月	□子どもを語る会	・幼稚園・保育園、中学校との連絡会 ・一日入学 ・６年生を送る会
３月	□情報の引き継ぎ □いじめ問題への学校の取組振り返りシート	・卒業式

＊校内における取り組み　○児童中心の活動、□職員間の活動